

令和6年5月23日開催

都市基盤整備・危機管理対策特別委員会

委 員 長 報 告

令和6年6月定例会

委 員 長 若 谷 正 巳

去る5月23日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「橋りょう長寿命化事業について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本事業は、本市が管理する476橋について、定期的な橋りょう点検及び修繕・改修等を実施することで、構造物の健全度を持続させ、安全・安心な橋りょうを次世代に引き継ぐことを目的としているとのこと。

橋りょう点検については、国が定める統一的な基準により、5年に一度の近接目視点検を実施し、部材単位ごとに健全性の診断を行い、判定区分はI段階の健全からIV段階の緊急措置段階に区分されるとのこと。

耐震補強については、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災で多くの橋りょうが倒壊・損傷したことを契機に、耐震基準が大幅に改定され、基準に満たない橋りょうは、順次耐震補強工事を進めているとのこと。

本市においては、緊急輸送道路に指定した路線の橋りょうや鉄道敷を跨ぐ橋りょう等を優先に補強工事を進めており、耐震化が必要な管理橋りょうの耐震化率は58パーセントであるとのこと。

また、本町1丁目・元郷1丁目地内の旧芝川に架かる中央橋については、老朽化が顕著であることから、今年度より架け替え工事に着手することになりました。

以上のような説明に対して、緊急措置段階と診断された橋りょうの対応状況について問われ、これに対して、緊急を要する危険箇所は是正しているものの、橋りょうの架け替えが必要であることから、今年度に実施設計を行い、令和8年度の着工を計画しているとのことでありました。

このほか、今年度に修繕を予定している橋りょうについて等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の2「芝中央沿道第2土地区画整理事業について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本事業の区域を含む芝第2・第5地区は、昭和38年に土地区画整理事業の都市計画決定がされた一方で、家屋の密集化が進み、空地が減少したことなどから、地区全体での土地区画整理事業の実施が困難となり、長期間にわたり事業未着手となっていたとのこと。

その解決に向け、平成26年度に地元住民と協同で策定された芝第2・第5地区まちづくり計画に基づき、公共施設用地への充当用地確保の目途がついた一部区域については、芝中央沿道第1土地区画整理事業として、平成29年度に事業を開始したこと。

残りの都市計画道路とその沿道区域についても、継続して地権者との調整を実施した結果、事業実施に必要となる用地の確保の目途がついたことから、芝中央沿道第2土地区画整理事業として事業を進めていくとのこと。

本事業の概要については、施行面積が2.46ヘクタールで、土地所有者として83人の権利者がおり、清算期間を含め令和31年度の完了を予定し、総事業費は51億4,000万円で、減歩率は13.25パーセントであるとのこと。

今後の予定については、国及び埼玉県との協議終了後、蕨芝線・芝神根線沿道まちづくり協議会への説明や施行規程の制定など、必要な手続きを進めしていくとのことでありました。

以上のような説明に対して、減歩率の見直しの有無について、道路整備における浸水対策について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。